

大阪市立橋小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7(2025)年4月1日

令和7(2025)年5月28日

(第3者委員会の報告による改定)

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる。」という認識のもと、「自ら学び心豊かにたくましく生きる子ども」の育成のために「橋小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組について

②未然防止・早期発見のための取組について

③家庭・地域との連携について

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

① 研究主題を「主体的に考え、行動する力を育てる授業～見方・考え方」働きかけた授業づくり～として、「主体的に考え、行動する力」を身に付けるとともに、自分や自分に関わるものへの愛着が深まり、自分を支えてくださっている方々への感謝の思いが育つような取り組みができるよう研究に取り組む。

② 指導法、教材・教具を工夫して基礎・基本の定着を図り、学校アンケート（児童）で「授業はわかりやすい」の項目で肯定的に答える児童の割合がどの学年も90%を上回るようにする。

③ 全学級で授業を公開し、指導力を向上させる。

④ 若手教員を中心に自主研修会を立ち上げ、メンターを中心にニーズに応じた研修を進める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

①一人一人が活躍できる活動を充実させるために、代表委員会を組織し、児童が主体となった活動を計画的に行う。

②委員会活動を編成し、役割を分担して活動に取り組むことで、自分が組織を構成する存在であることを実感できるようにする。

③クラブ活動を編成し、異学年集団による自発的な活動を通して、人とのつながりを感じることができるよ

うにする。

④キャリア教育を通じて、自分は人の役に立つ存在であることを実感させる。

(3)いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

①道徳教育や人権教育を通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができるようになる。

②「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

道徳教育、人権教育の年間指導計画の中で、学級づくり、集団づくりの項目で指導していく。さらに学級活動で学級の問題を話し合う中で、「傍観者」について取り上げる。

「いじめ」の構図は、いじめる者、いじめられる者、見ている者がいることを押さえ、見ている者がいじめを許さない学級風土を作ることが大切である。

③情報モラルに関する取組

- ・総合的な学習の時間や社会科・理科等で学習者用端末を使用するときに情報モラルについて学ばせる。
- ・希望する学年で携帯電話会社が実施している情報モラル教室を実施する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①児童観察の充実と情報の共有化について

- ・普段の観察と記録を充実させるため SKIP ポータルの「ええとこみつけ」を活用し、良いところだけでなく、気になる点もすべての教職員が記入し記録として残す。(5W1Hを基本にする)
- ・職員会議の後に気になる児童についての情報交流を行う。
- ・生活指導部会、人権教育部会にて、気になる児童についての情報交流を行う。

②気になる児童については、スクールカウンセラーやSSWとも連絡をとり、その児童の様子を見たり、必要に応じてカウンセリングを行ったりできるようにする。

③ いじめ相談窓口を保護者、児童に周知し、活用できるようにする。

④ いじめにつながる事案に関する各資料の作成・保管について下記の通りとする。

- ・(対象) いじめにつながると考えられる聞き取りメモ、いじめアンケート及び聞き取り用紙、聞き取りアンケート、会議・対応の記録、写真 ※ただし写真は、プリントアウトして紙でも保管。
- ・(方法) 教頭(管理職)による回収
- ・(期間) 基本的に5年間
- ・(保管・保存) (紙) 教頭後方ロッカー内→文書保管庫／(データ)「銀パソコン」に

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①いじめ事案を発見したり、疑いがあると判断したりした場合は、生活指導部長および人権教育主担当に報告するとともに、教頭・首席(不登校支援コーディネーター)・校長へ報告する。

②いじめ事案が報告されたならば、「いじめ防止対策委員会」を招集し、指導方針の決定を行う。管理職を通じ

教育委員会への報告を行う。

- 1)いじめとして対応すべきかどうか否か判断する。
- 2)事実確認を担任および関係者で行う。
- 3)いじめられた児童または保護者への支援を行う。
- 4)いじめた児童への指導又は保護者への助言を行う。必要ならば懲戒を加える。
- 5)いじめがおきた集団(学級・学年)への指導を行う。
- 6)重大事案の場合は、教育委員会へ報告の上、西成警察と下記地域諸団体と連携を図る。

西成警察署・6648-1234

橋連合振興町会長

橋社会福祉協議会会长

橋地区民生委員長

橋地区主任児童委員

保護司橋分区長

- 7)ネット上のいじめに対しては「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」に相談し、アドバイスに基づいて対応を進める。

大阪府教育委員会中学校課・生徒指導グループ 06-6944-3823

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1)学校内の組織「いじめ・不登校・虐待防止委員会」

①構成メンバー

校長・教頭・首席（不登校支援コーディネーター）

教務主任・生活指導部長・人権教育部長

養護教諭・当該学級担任・学年主任

②開催時期・回数

毎月1回開催される生活指導部会、人権教育部会で、配慮を要する児童についての情報交流を行うとともに、いじめ事案が発生したと考えられる場合には、迅速に「いじめ防止対策委員会」を招集して対応する。

年間計画

学期	月	部会・委員会・研修会	アンケート等
1	4	生活指導部会 人権教育部会	
	5	生活指導部会 人権教育部会	
	6	生活指導部会 人権教育部会 いじめ・不登校・虐待防止委員会	児童対象いじめアンケート調査
	7	生活指導部会 人権教育部会 人権教育研修会	
	8		
2	9	生活指導部会	

	人権教育部会	
10	生活指導部会 人権教育部会	学校評価アンケート (保護者対象いじめアンケート)
11	生活指導部会 人権教育部会 いじめ・不登校・虐待防止委員会	児童対象いじめアンケート調査
12	生活指導部会 人権教育部会	
3	1 生活指導部会 人権教育部会	
	2 生活指導部会 人権教育部会 いじめ・不登校・虐待防止委員会	児童対象いじめアンケート調査 学校評価アンケート (保護者対象いじめアンケート)
	3 生活指導部会 人権教育部会	

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だよりを通じて学校の様子を情報発信する。
- ②PTAと連携し、講演会や人権教育研修会が開催できるように働きかける。
- ③地域諸団体と連携する。
 - ・民生委員との情報交流
 - ・保護司との情報交流・授業参観
- ④小中連携における生活指導の情報交流

(3) 取組内容の検証

- ①いじめアンケート(児童)や学校評価アンケート(保護者)においていじめと疑われる事象が見つかったならば迅速にいじめ防止対策委員会を招集し対応できたか。
- ②教職員アンケートや年度末反省において、本年度のいじめ防止対策について評価し、改善点を明らかにする。

(4) 重大事案への対処

- ①次のような事象が明らかになった場合、速やかに教育委員会に報告し、組織的に対応する。
 - ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - イ) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

②学校の対応

校長が、教育委員会に第一報を行うとともに、迅速に「いじめ防止対策委員会」を招集し、「5. いじめの早期解決についての取組」に基づき対応を行う。

大阪市立橋小学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について=年に2回校内研修を実施する。

(スクールロイヤーを講師とした校内研修を1回以上開催する。)

教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回)

- 早期発見のために**=
- ・日々の児童観察 ・いじめアンケートの実施（学期に1回以上=年に3回以上）
 - ・教育相談の実施（学期に1回以上=年に3回以上） ・SCによるカウンセリング
 - ・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知
 - ・スクールライフノートの「心の天気」や「相談申告機能」を活用

いじめの可能性に気付いたとき

- 全教職員**
- ・いじめと疑われる行為を発見した ・児童から相談や訴えがあった ・外部から通報があった
 - ・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭 ・いじめ対策のための組織（いじめ・不登校・虐待防止委員会）会議の開催

【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階より SCによる心のケア

被害児童

加害児童

その他の児童

- ・聞き取り方法（どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか？聞き取る内容は？）

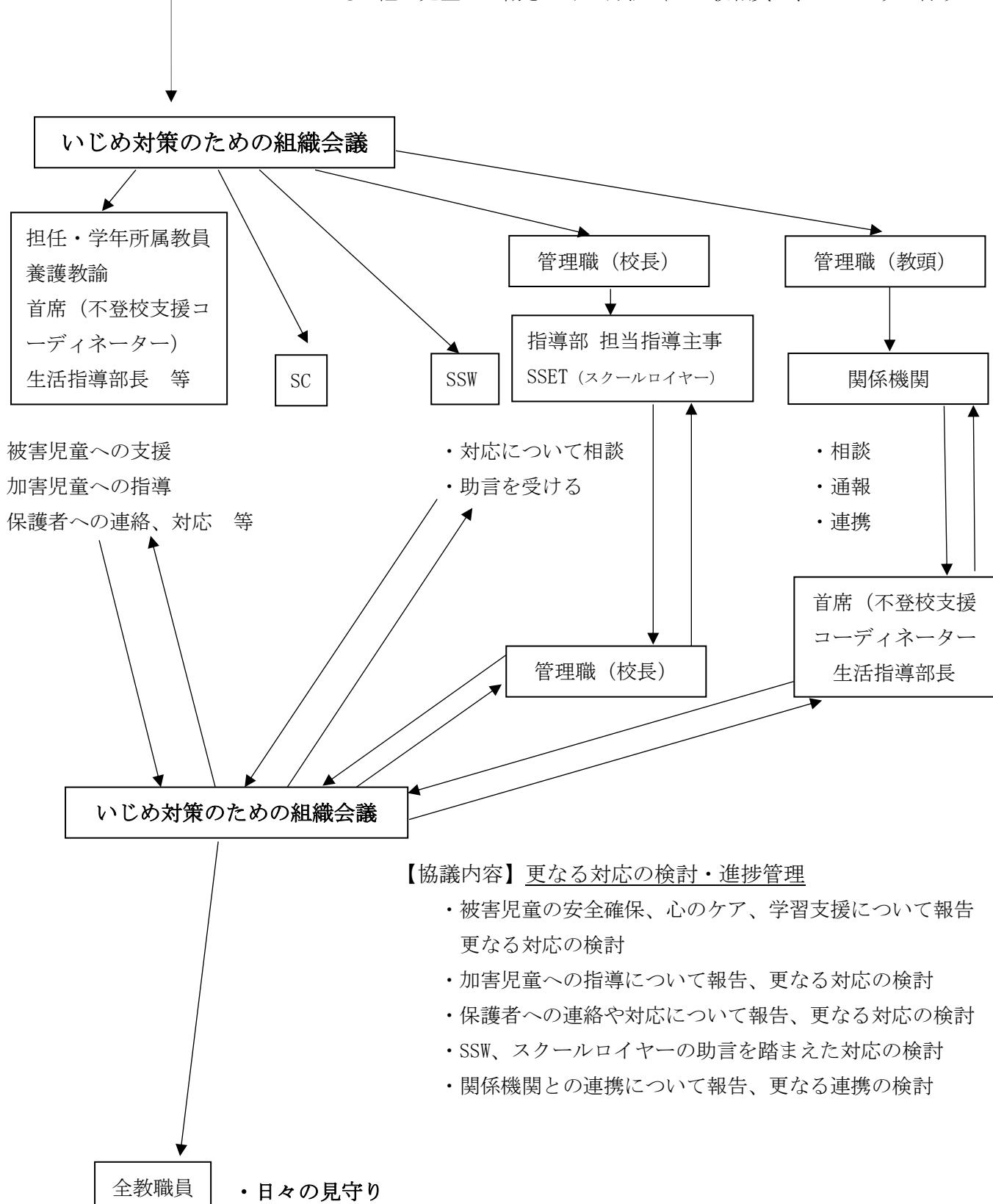
担任・学年所属教員・生活指導部長 等 ・児童からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害児童への具体的な支援の方法（どの教職員が、どのような支援を、

どのように行うか?)

- ・加害児童への具体的な指導の方法 (どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか?)
- ・保護者への連絡について (どの教職員が、どのような方法で行うか? 説明する内容は?)
- ・関係機関との連携について (連携の必要があるか? 連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか?)
- ・その他の児童への働きかけの方法 (どの教職員が、どのように行うか?)

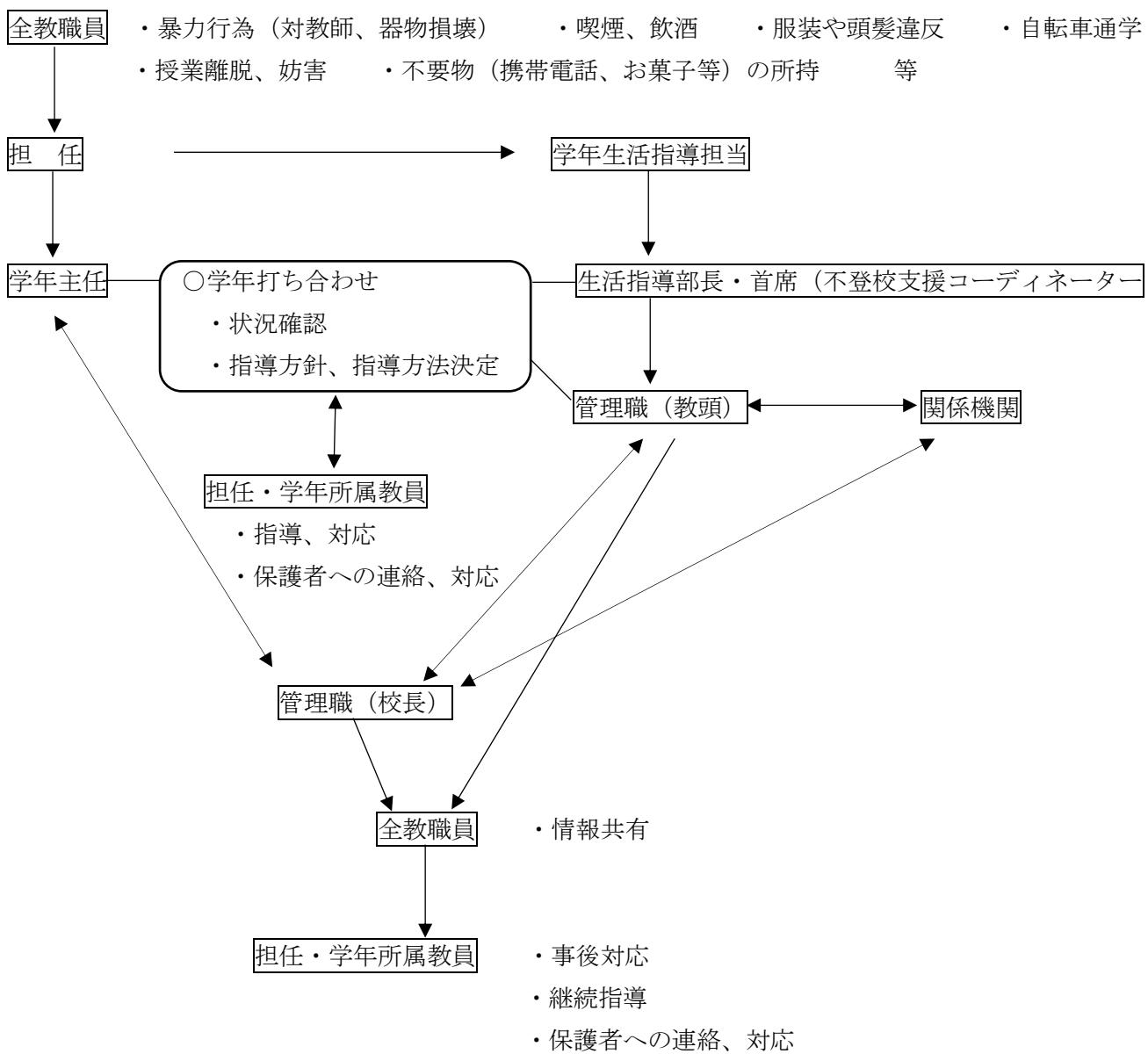


「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

「被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。